

農業委員会 総会（3月） 議事録

日時	令和4年3月24日（木）	9：00～10：00	
場所	新島村住民センター 1階 会議室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	綾 真吾
	農業委員	3	山下 竹夫
	農業委員	5	公文 宏司
	農業委員	6	植松 由美子
	農業委員	7	大沼 剛
	農業委員	9	岩永 和徳
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	農地利用最適化推進委員		池村 達子
	農地利用最適化推進委員		横田 泰一
	事務局		富田 浩章
		佐藤 文乃	
欠席	農業委員	2	奥山 敏仁
	農業委員	4	天野 律子
	農業委員	8	北村 一男
	農業委員	10	内藤 政之
傍聴人	2名		

- 1 会議事件
 - (1) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
本村三丁目地区 2筆
 - (2) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

- 2 協議事項
 - (1) 任期満了に伴う農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の候補者の決定について
 - (2) 農業委員会の女性登用の促進について
 - (3) 農地のあっせんについて
 - (4) その他について
 - ① 議事録署名人について
 - ② 4月の臨時総会について

1 会議事件

- (1) 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（本村三丁目地区 2 筆）
譲渡人は相続により上記農地を取得したが、都内在住で所有農地の管理・耕作をすることができないため、村内在住の譲受人に売買によって譲渡すものである。
現況は綺麗に耕してあり、いつでも植えられる状態。
元々住宅用地として故人が購入したが、他に用地が見つかったため、現農地は利用せず、譲受人の父に管理を任せていた過去がある。全会一致で承認。
- (2) 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について（若郷地区）
被相続人は長期間行方不明となっており、今回、兄である相続人が高齢となったため、裁判所で死亡として認定する手続きを行い、相続登記を行ったものである。行方不明後、親類の 1 人である ████████ が財産管理人として土地等を管理してきたが、相続人は高齢で村内在住でもないため、今後も現地で何か対応することがある場合は、██████ が対応することとなるとのこと。

2 協議事項

- (1) 任期満了に伴う農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の公募について
先日開催された 3 月村議会定例会において農業委員 12 名の議会同意がなされたため、予定通り 4/1 より新委員 12 名と新最適化推進委員 3 名が就任となる。
- (2) 農業委員会の女性登用の促進について
3/15 付けの都からの通知において、令和 7 年度末までに新島村の農業委員のうち 4 名を女性とするよう目標が立てられた。現在は 2 名、4/1 からは 3 名となるため、次期改選時において 4 名となることを目指していく。村の取り組み計画を承認。
- (3) 農地のあっせんについて
あっせん希望のあった御子の花の農地 2 筆を紹介。購入希望があれば事務局まで。
- (4) その他
- ① 議事録署名人
公文委員、内藤委員
 - ② 4 月の臨時総会について
委員委嘱、新委員および継続委員への農地法等の説明などを行う。
新委員の予定も確認し、4/14（木）または 4/12（火）の午前開催。別途通知。

【質疑・応答など】

なし

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員会長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和4年4月 日

新島村農業委員会長	_____	印
議事録署名人	_____	印
議事録署名人	_____	印